

令和8年度 習志野市立こども園（短時間児★¹）

園児募集案内

★1…短時間児とは教育標準時間認定(1号認定)児を指します

■ 応募資格

本人及びその保護者が、習志野市内に住民登録をして実際に居住し（令和8年3月31日までに住所変更予定の者を含む。）、次のいずれかに該当する幼児とします。

- (1) 1年保育の5歳児（令和2年4月2日から令和3年4月1日までに生まれた者）
- (2) 2年保育の4歳児（令和3年4月2日から令和4年4月1日までに生まれた者）
- (3) 3年保育の3歳児（令和4年4月2日から令和5年4月1日までに生まれた者）

■ 応募できる幼稚園・こども園

- (1) 園区について（表1参照）

表 1 のとおり、居住地の園区の市立こども園・幼稚園に応募できます。

- (2) 通園方法について

徒歩または自転車による通園を原則とします。

- (3) その他

- ・同時に複数の市立こども園・幼稚園に応募することはできません。また、応募者が多い場合は、抽選を行います。
- ・小学校の学区は、従前のとおりです。

■ 応募手続き等

応募手続き・公表等は各市立こども園・幼稚園で行います。

- (1) 入園願及び給付認定申請書の配布

期 日：令和7年10月15日（水）及び16日（木）

時 間：午前9時30分から午後4時

※各園での受け取りまたは市ホームページ（各園のホームページ10月15日～）からダウンロードできます。

- (2) 園児募集説明会及び保育参観

期 日：令和7年10月15日（水）及び16日（木）

時 間：各園による

- (3) 入園願及び給付認定申請書の受付（郵送不可）

期 日：令和7年11月5日（水）

時 間：午後2時15分から午後4時まで

提出書類：・入園願 1通

- ・教育・保育給付認定・変更申請書（1号認定用）
- ・教育・保育給付認定・変更申請書（1号認定用）兼施設等利用給付認定書（2号・3号認定用）（※要件がある方）
- ・給付認定に係る必要書類一式

提示書類：・本人及びその保護者が現在市内に居住していることを確認できるもの
(住民票の写し・子ども医療費助成受給券等)

・住所変更予定者については、市内の居住先が確認できるもの
(家屋の登記簿謄本、建築確認通知書、売買契約書、賃貸借契約書、
社宅契約書等。なお、住民票の写し、子ども医療費助成受給券等に
ついては、住所変更後に提示すること。)

その他：・受付を済ませた方には受付番号を記入した入園願受理証をお渡しします。
・複数の市立こども園・幼稚園に入園願を提出した場合、すべての入園願は
無効となります。

(4) 応募者数の公表

期 日：令和7年11月6日(木)

時 間：午前9時以降

※各園の掲示板に掲示、習志野市ホームページに掲載します。

(5) 公開抽選の実施

期 日：令和7年11月7日(金)

時 間：午後3時

内 容：・応募者数が募集人員を超えた市立こども園・幼稚園で実施します。

抽選は下記①～③に従って実施し、その結果、入園候補者となった方について
は受付番号を掲示します。

① 双生児、三つ子等の多胎児は、一件の応募として抽選を行います。(ただし、
抽選を進める中で残りの募集人員が多胎児数未満となった場合、多胎児
の保護者に残りの募集人員数を伝え、抽選の可否などの意向をお伺い
いたします)

② 公開抽選となる場合でも、次のア、イの応募者(全学年対象)は入園候補
者となります。

ア 応募する園に兄や姉が令和7年10月1日現在に在園し、かつ、令和8
年度も在園する場合、その弟や妹については、同園に募集人員があり、
かつ弟妹の応募者数が募集人員を満たしていない場合、優先的に入
園候補者とします。募集人員を超えた場合は、弟妹の応募者のみの抽
選を行います。この場合、弟妹の応募者以外の募集はなくなります。

イ 兄弟姉妹で応募し、そのうちの一人が入園候補者となった場合、残りの
応募者については、優先的に入園候補者とします。ただし、同園に募
集人員(アにより決定した入園候補者の数を除きます)がある場合に限
ります。その際の手続きはアと同様とします。

③ 補欠登録を希望する応募者が複数いる場合は登録順を決める抽選を行
います。②により、募集人員はなしとなったが、補欠登録を希望する場合は、
アの弟妹の応募者による補欠登録抽選終了後にイの弟妹の応募者による
補欠登録抽選を行います。イの弟妹の応募者による補欠登録抽選終了後
にその他の方の補欠登録の抽選を行います。この場合、登録の順番はア、
次にイ、最後にその他の応募者の順となります。

・入園候補者に該当しなかった方は、希望により補欠の登録をすることができま
す。

・登録した方は、欠員が生じた場合に、そのこども園へ優先して入園できます。

(6) 応募変更の受付(2次募集)

- ・3歳児は応募したこども園で入園候補者とならなかった応募者のみ、入園候補者数が募集人員に満たない市立こども園へ応募変更ができます。園区は定めません。
- ・4、5歳児については、入園候補者数が募集人員に満たない市立幼稚園・こども園へ応募変更ができます。園区は定めません。

期 日: 令和7年11月10日(月)

時 間: 午前10時から午前11時30分まで

提出書類: 他の幼稚園・こども園から返却された次の書類

- ・入園願(宛名部分の園名を2次募集の園名に訂正したもの)
- ・教育・保育給付認定・変更申請書(1号認定用)
- ・教育・保育給付認定・変更申請書(1号認定用)兼施設等利用給付認定書(2号・3号認定用)(※要件がある方)
- ・給付認定に係る必要書類一式

提示書類: 本人及び保護者の正式な住所が確認できるもの

(住民票の写し・子ども医療費助成受給券等)

- ・住所変更予定者については、市内の居住先が確認できるもの

(家屋の登記簿謄本、建築確認通知書、売買契約書、賃貸借契約書、社宅契約書等。なお、住民票の写し、子ども医療費助成受給券等については、住所変更後に提示すること。)

その他: 受付を済ませた方には受付番号を記入した入園願受理証をお渡しします。

- ・複数の市立こども園・幼稚園に入園願を提出した場合、すべての入園願は無効となります。

(7) 応募変更者数の公表

期 日: 令和7年11月10日(月)

時 間: 午後1時30分過ぎ

※各園の掲示板に掲示、習志野市ホームページに掲載します。

※11月6日時点では募集人員を満たしていなかったが、応募変更により、募集人員を超えてしまった場合は、応募変更者のみで抽選を行います。

期 日: 令和7年11月12日(水)

時 間: 午後3時

(8) 面接の実施

期 日: 令和7年11月13日(木)及び14日(金)

時 間: 各園による

場 所: 応募したこども園・幼稚園

提示物: 入園願受理証

対 象: 入園希望者本人及びその保護者

その他: 状況に応じて再度面接を行う場合があります。

■ 入 園 許 可

令和7年12月18日(木) 午後2時15分から午後4時

入園許可書をこども園で交付します。

■ 追 加 募 集

入園許可者数が募集人員に満たない場合は、そのこども園・幼稚園において随時、入園願の受付及び面接を行います。

お願い

入園願受付後、入園希望を取り下げる場合は、速やかに応募した園へ入園辞退を連絡してください。

※補欠登録者も同様に補欠辞退を連絡してください。

■ 保 育 料 等

幼児教育・保育の無償化に伴い、保育料は一律無償(0円)です。

その他別途、下記の諸経費等がかかります。

■ 諸 経 費 等

★入園・進級時

- ・入園料はありません
- ・名札、クレヨン、出席ノート、のり、はさみ等の新年度用品は市が貸与する予定です。
その他の用品については、各園で御確認ください。

★その他

- ・給食費は1食280円です。
- ・その他PTA会費等、園によって諸経費は異なります。

◎給食費の無償化について

※以下に該当する方は給食費が免除され、無償(0円)となります。

・第3子以降

第3子の数え方は、小学3年生以下の子どもの人数を数えます。

・年収約360万円未満世帯

※該当者へは市より通知いたします。

■ 預 かり 保 育

市立幼稚園・こども園では、通常の保育時間終了後の預かり保育を実施しています。

	各市立幼稚園	各市立こども園
時 間	降園後～午後5時 長期休業期間は別途時間設定あり	
費 用	1回450円 ※水筒・おやつは家庭から持参 長期休業期間(別途料金設定あり) ※弁当・水筒・おやつは家庭から持参	1回450円 ※別途おやつ代 長期休業期間(別途料金設定あり) ※別途給食費・おやつ代
実 施 日	①～③を除く日 ① 土曜、日曜、祝日 ② 年末年始(12月29日～1月3日) ③ その他園市長が指定した日	

※令和7年10月1日現在での記載です。変更になる場合があります。

※3歳児につきましては各園の説明会にて詳細をお知らせいたします。

市立幼稚園・こども園の所在地・募集人員・園区等一覧

表 1

令和7年10月

	園名	所在地	電話 番号	令和8年度募集人員			園区
				3歳児	4歳児	5歳児	
A	谷津幼稚園	谷津 5-1-17	(476) 0522		105人	101人 (4人)	・谷津1丁目・2丁目3~23番・3丁目~7丁目 ・奏の杜1~3丁目 ・谷津町1丁目(国道14号線以北の地域)・4丁目 ・津田沼1~5丁目・6丁目4~14番・7丁目3~17番 ・藤崎1丁目~4丁目・5丁目1・6・7・9~11番
	津田沼幼稚園	津田沼 4-5-1	(453) 8677		105人	105人 (0人)	
	向山 こども園 (短時間児)	谷津 2-16-36	(451) 1919	20人	11人 (19人)	9人 (21人)	
	藤崎 こども園 (短時間児)	藤崎 4-20-3	(477) 3686	20人	23人 (7人)	25人 (5人)	
B	屋敷幼稚園	屋敷 2-1-1	(475) 9531		105人	99人 (6人)	弾力化区域 ・藤崎7丁目 ・鷺沼2丁目13~19番 ・鷺沼台1丁目・2丁目 ※これらの弾力化区域にお住まいの方はBの園区に通園することができます。
	大久保 こども園 (短時間児)	泉町 3-2-1	(472) 0015	20人	21人 (9人)	12人 (18人)	
	杉の子 こども園 (短時間児)	本大久保 2-3-15	(472) 4255	20人	36人 (19人)	36人 (19人)	
	東習志野 こども園 (短時間児)	東習志野 3-4-1	(477) 0115	20人	46人 (14人)	46人 (14人)	
C	新習志野 こども園 (短時間児)	香澄 4-6-1	(451) 6299	20人	11人 (9人)	3人 (17人)	・袖ヶ浦の全域 ・津田沼6丁目1~3番・7丁目1・2・18番 ・谷津2丁目1・2番 ・谷津町1丁目(国道14号線以南の地域) ・鷺沼1丁目・2丁目1~12番・3~5丁目 ・秋津の全域 ・茜浜の全域 ・香澄の全域 ・芝園の全域
	袖ヶ浦 こども園 (短時間児)	袖ヶ浦 2-5-3	(454) 6318	22人	46人 (14人)	42人 (18人)	

5歳児及びこども園4歳児募集人員は、令和7年7月31日現在の各園在園児数を基に算出していますので、募集人員が変動する場合があります。募集人員の()内の人数は、令和7年7月31日の4歳児・こども園短時間児3歳児の在籍人数です。